安芸市検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能 検定(以下「英語検定」という。)、公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施 する日本漢字能力検定(以下「漢字検定」という。)又は、公益財団法人日本 数学検定協会が実施する実用数学技能検定(以下「算数・数学検定」という。) に係る検定料について補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるも のとする。

(補助の目的)

第2条 安芸市内に在住する、小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒(以下「児童生徒」という。)が受検する英語検定、漢字検定、算数・数学検定の検定料を補助することにより受検機会の拡大、学習意欲の向上及び英語、漢字及び数学の能力の向上並びに家庭における学習習慣の定着を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、英語検定、漢字検定又は算数・数学 検定(以下「対象検定」という。)を受検した児童生徒の保護者とする。

(補助金の額等)

- 第4条 補助金の額は、対象検定の検定料の額とする。
- 2 補助金の交付は、受検した児童生徒 1 人につき対象検定ごとに 1 年度当たり 2 回までとする。ただし、対象となる同一の補助対象経費について、他の補助金等を既に支給されている場合は除く。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、対象検定を受検した日の属する年度の3月31日までに、安芸市検定料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - (1) 検定料の領収書の原本又は検定料の支払を証する書類(受検者氏名、 級及び検定料の記載のあるもの)
 - (2) 合否通知書の写し
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付の決定及び通知)

- 第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定をし、安芸市検定料補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、安芸市検定料補助金交付申請却下決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、受領した申請書兼請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金を返還させるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附則

- この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和7年1月9日から適用する。